

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.68

No.68 2016.7.19

■ 参院選の結果を受けて

7月10日(日)の参院選の結果を受けて、今後、安倍政権が、労働時間法制の改悪、解雇の金銭解決制度の導入など、労働法改悪の動きを加速させることは間違いないと思われます。

闘争本部では、これに対抗するため、人員体制の拡充を図り、労働法のさらなる改悪を断固として許さない姿勢で臨んでいく所存です。各地でも引き続き反対の声をあげていただくようお願いします。激しい闘いになることが予想されますが、力を合わせて頑張っていきましょう！！

■ かえせ☆生活時間 連続講座 第4回 「新たな法制度を考える」に参加しました！

7月13日(水)、「かえせ☆生活時間プロジェクト」の連続講座「生活時間を考える」の4回目が開催されました。この日は、発起人の1人である毛塚勝利教授から、「新たな法制度を考える～生活時間アプローチの労働時間法とは～」とのタイトルで、生活時間アプローチからの新たな法制度の提案がなされました。

毛塚教授は、労働時間規制の目的が労働者の健康や安全の阻害を防止することだけでなく、労働者の生活時間、とりわけ家族生活や社会生活の時間を確保することにあること、生活時間には公共的性格があること、労働者には時間主権(生活時間を確保・支配する権利)があること等を前提に、新たな労働時間法制の具体的な制度設計について

試論を展開されました。その主な内容は、時間外労働の時間調整原則を設けること(すなわち、時間外労働をさせた場合、賃金精算ではなく、使用者に労働時間の調整を義務付けること)、労働者に労働時間の配置・配分に関する調整権を認めること、公法的規制(行政監督)中心からモニタリングなどによる多様な規制にシフトすること等です。

毛塚教授の提案に対しては、参加者から様々な意見が出され、充実した議論が行われました。

前号でも触れたとおり、日本労働弁護団は既に2014年11月28日付で「あるべき労働時間法制の骨格[第一次試案]」を発表し、労働時間の量的上限規制や勤務間インターバル制度の導入を提言しています。今後も、安倍政権による労働時間法制改悪に反対するだけでなく、「かえせ☆生活時間プロジェクト」とも協力しながら、あるべき労働時間法制について議論を深め、新たな対抗軸を作っていきたいと考えています。



[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790